

事務連絡  
令和6年10月11日

都道府県  
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 6  
(令和6年10月11日)」の送付について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 6 (令和6年10月11日)」につきまして、下記のとおり掲載しましたので、各自治体におかれましては、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

#### 記

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護  
> 障害者福祉 > 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html)

#### 【掲載資料】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 6 (令和6年10月11日)

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 6  
(令和6年10月11日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1
(1) 送迎加算	1

## 1. 障害福祉サービス等における共通的事項

### (1) 送迎加算

(送迎に係る業務の委託について)

問1 A事業所が送迎に係る業務を委託した事業者により、利用者の居宅とA事業所との間の送迎が行われた場合、送迎加算の算定は可能か。

(答)

指定障害福祉サービス事業者等は、指定障害福祉サービス事業所等の従業者によってサービスを提供しなければならないこととされている。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではないことから、各指定障害福祉サービス事業所等の状況に応じ、送迎に係る業務について別の事業者へ委託することも可能（複数の事業所が交通事業者へ共同で委託する場合を含む。）であり、受託した事業所により、利用者の居宅と事業所との間の送迎が行われた場合も、送迎加算の算定が可能である。

(他事業所の利用者の同乗について)

問2 A事業所が送迎を行う際に、A事業所とB事業所の利用者を同乗させることは可能か。その場合、送迎加算の算定は可能か。

(答)

送迎を行うA事業所の従業者がB事業所と雇用契約を締結すること、又はB事業所が送迎をA事業所に委託する委託契約を締結すること等を通じて、同乗にかかる条件（費用負担、責任の所在等）を事業所間で協議した上で決定し、送迎範囲が利用者の利便性を損なうことのない範囲かつ各事業所の通常の事業実施地域範囲内である場合にあっては、両事業所の利用者を同乗させることは差し支えなく、この場合においても、A事業所、B事業所ともに送迎加算の算定が可能である。なお、送迎業務を別の事業所に委託する場合や、複数の事業所が交通事業者へ共同で委託する場合における利用者の同乗についても、同様の取扱いとする。